

認定施設規程

(目的・名称)

第1条 日本放射線腫瘍学会（以下「本会」）は、安全かつ高精度の放射線治療を推進することを目的として、下記の条項に定める基準を満たす施設を日本放射線腫瘍学会認定施設（英文名「Board Certified Institution of the Japanese Society for Radiation Oncology」以下、認定施設）とする。

(施設の審査と認定)

第2条 本会は別途施設認定委員会が施設の審査を行い、理事会に答申する。

2. 理事長は理事会の議を経て認定した施設に認定証を交付する。ただし、認定は3年毎に更新する。
3. 審査は年1回とし、申請書の提出期限を定めて審査する。

(施設認定の申請)

第3条 施設認定を申請する施設代表者(病院長)は、下記の書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 認定施設申請書
- (2) 施設実態調査票および報告書
- (3) 施設勤務者の放射線治療専門医証（写）
- (4) その他申請に必要な勤務者の資格認定証（写）

(認定更新)

第4条 認定更新を希望する施設代表者(病院長)は、下記の書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 認定施設更新申請書
- (2) 施設実態調査票および報告書
- (3) 施設勤務者の放射線治療専門医証（写）
- (4) その他申請に必要な勤務者の資格認定証（写）

(認定資格の取り消し)

第5条 認定施設は以下の各号の事由により理事会の議を経て認定資格を喪失する。資格を喪失した場合にはただちに認定証を返却しなければならない。

- (1) 認定を辞退したとき。
- (2) 更新申請を行わなかったとき。
- (3) 更新が認められなかったとき。
- (4) その他、更新申請の有無に係わらず施設認定委員会が、認定施設として適格性を欠く、と判断したとき。

(施設基準)

第6条 本会の認定施設は、(1)認定施設 A、(2)認定施設 B、(3) 認定施設 C、(4) 認定施設 S の 4 種類とする。

第7条 認定施設では、以下の放射線治療関連機器が設置され、保守管理がなされてなければならない。

- (1) 高エネルギー放射線治療装置がある。
- (2) 治療計画用 CT がある。
- (3) 線量分布作成用専用治療計画装置があり、適切にバージョンアップが行われている。
- (4) トレーサビリティが確保された線量計による治療装置精度管理を 1回／月以上行っている。
- (5) 品質管理プログラムが明文化され、その実施記録が保管されている。
- (6) 計量法校正事業者登録制度(JCSS)で登録された校正事業または日本的一次線量標準機関によるリファレンス線量計校正を 1回／2 年以上受けている。
- (7) 第三者機関による放射線治療装置の出力線量の評価を 1回／3 年以上受け、結果が許容範囲内である。

第8条 認定施設は、以下の要件を満たしていかなければならない。

- (1) 放射線科が診療科として独立している。認定施設 A, B では、がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針に準じた解釈において、放射線治療部門が確立されている。
- (2) 主な疾患別の放射線治療プロトコールが明文化されている。

- (3) 患者に対して文書で放射線治療の方針を提示し、同意書を得ている。
- (4) 放射線治療のスタッフが参加する、放射線治療の質の改善に関する会議が定期的に行われており、議事録が保管されている。
- (5) 放射線治療専門医が参加する少なくとも 1 つ以上の症例検討会やセミナーが定期的に行われている。
- (6) 本会のデータベース委員会が実施する調査に協力している。認定施設 S・粒子線においては、症例登録に協力している。
- (7) 過去 3 年間に、日本放射線腫瘍学会学術大会または部会にて、施設の専従職員が筆頭発表者として学術発表を行っている。

(認定施設 A)

第 9 条 認定施設 A は、以下の放射線治療患者数と放射線治療内容を満たしていなければならない。

- (1) 外部照射の治療患者数（新規症例）が年間 300 例以上で、その内容が著しく偏っていない。
- (2) 頭部または体幹部に対する定位放射線照射を実施している。
- (3) 強度変調放射線治療を実施している。
- (4) 画像誘導放射線治療を実施している。
- (5) 密封小線源治療を年間 10 例以上実施している。

第 10 条 認定施設 A は、以下のスタッフが勤務していなければならない。

- (1) 放射線治療専従の医師が 2 名以上勤務し、少なくとも 1 名は放射線治療専門医である。
- (2) 日本放射線治療専門放射線技師認定機構の定める放射線治療専門放射線技師を含む専従の診療放射線技師が 3 名以上勤務している。高エネルギー放射線治療装置 1 台当たり 2 名以上の診療放射線技師が担当している。
- (3) 医学物理士認定機構の定める専従の医学物理士が勤務している。ただし、当面の間放射線治療品質管理機構の定める専従の放射線治療品質管理士が勤務していることも可とする。
- (4) 放射線治療に従事する専従の看護師が勤務している。がん放射線療法看護認定看護師またはがん看護専門看護師であることが望ましい。

(認定施設 B)

第11条 認定施設Bは、以下の放射線治療患者数と放射線治療内容を満たしていなければならない。

- (1) 外部照射の治療患者数（新規症例）が年間200例以上で、その内容が著しく偏っていない。
- (2) 頭部または体幹部に対する定位放射線照射を実施している。
- (3) 強度変調放射線治療を実施している。
- (4) 画像誘導放射線治療を実施している。
- (5) 密封小線源治療が可能か、または同治療が可能な医療機関への紹介体制を構築している。

第12条 認定施設Bは、以下のスタッフが勤務していなければならない。

- (1) 放射線治療専従の医師が2名以上勤務し、少なくとも1名は放射線治療専門医である。
- (2) 日本放射線治療専門放射線技師認定機構の定める放射線治療専門放射線技師を含む専従の診療放射線技師が2名以上勤務している。
- (3) 医学物理士認定機構の定める専従の医学物理士が勤務している。ただし、当面の間放射線治療品質管理機構の定める専従の放射線治療品質管理士が勤務していることも可とする。
- (4) 放射線治療に従事する専従の看護師が勤務している。がん放射線療法看護認定看護師またはがん看護専門看護師であることが望ましい。

(認定施設C)

第13条 認定施設Cは、以下の放射線治療患者数と放射線治療内容を満たしていなければならない。

- (1) 外部照射の治療患者数（新規症例）が年間150例以上である。
- (2) 3次元原体放射線治療を実施している。
- (3) 密封小線源治療が可能か、または同治療が可能な医療機関への紹介体制を構築している。

第14条 認定施設Cは、以下のスタッフが勤務していなければならない。

- (1) 放射線治療専従の医師が1名以上勤務し、少なくとも1名は放射線治療専門医である。
- (2) 放射線治療に従事する専従の診療放射線技師が2名以上勤務している。日本放射線治療専門放射線技師認定機構の定める放射線治療専門放射線技師であることが望ましい。
- (3) 医学物理士認定機構の定める医学物理士が勤務している。または、放射線治療品質管理機構の定める放射線治療品質管理士が勤務している。
- (4) 放射線治療に従事する看護師が勤務している。がん放射線療法看護認定看護師またはがん看護専

門看護師であることが望ましい。

(認定施設 S・小児)

第15条 認定施設 S・小児は、小児の放射線治療を専門に実施している施設であって、認定施設 C の規定（第13条、第14条）を満たしていなければならない。ただし、年間治療患者数の規定は適応しない。

(認定施設 S・粒子線)

第16条 認定施設 S・粒子線は、粒子線治療を専門に実施している施設であって、以下の放射線治療患者数、放射線治療の実施体制および内容を満たしていなければならない。

- （1）粒子線治療の患者数（新規症例で保険適用疾患あるいは先進医療の実施が認められている適応疾患・病態に限る）が年間50例以上で、その内容が著しく偏っていない。
- （2）がん診療連携拠点病院の整備に関する指針に準拠したキャンサーボードが設置されている、又はがん診療連携拠点病院の有するキャンサーボードにおける治療方針等に基づいて実施する体制を有している。
- （3）先進医療Aで実施する症例においては、本会の粒子線治療委員会が作成した同意説明文書及び統一治療方針に基づいた治療を実施している。
- （4）本会に対して症例登録及び実施状況を報告している
- （5）本会が実施する施設訪問調査を受けている。

第17条 認定施設 S・粒子線 は、以下のスタッフが勤務していなければならない。

- （1）放射線治療専従の放射線治療専門医が2名以上勤務し、少なくとも1名は、放射線治療の経験を10年以上有するとともに、当該粒子線治療の経験を2年以上（3次元原体放射線治療又は強度変調放射線治療について1年以上の経験を有する者については、1年以上）有している。また、粒子線治療の責任者を含めて、少なくとも1名は本会の粒子線治療部会の会員である。
- （2）日本放射線治療専門放射線技師認定機構の定める放射線治療専門放射線技師を含む専従の診療放射線技師が3名以上勤務している。粒子線治療室1室当たり2名以上の診療放射線技師が担当している。
- （3）医学物理士認定機構の定める専従の医学物理士が勤務している。
- （4）放射線治療に従事する専従の看護師が勤務している。がん放射線療法看護認定看護師またはがん看護専門看護師であることが望ましい。

第18条 施設認定にかかる作業は認定施設委員会が定める本規程施行細則により行う。

第19条 本規程の改廃は理事会が行う。

付則

この規程は平成27年11月18日から施行する。—

改訂 平成29年4月14日

改訂 平成30年4月13日

改訂 平成30年7月6日